

議案第 149 号 庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例に対する附帯決議

庄原市交流宿泊施設、桜花の郷 ラ・フォーレ庄原については、先の議案第 148 号の議決において市の財産として取得することを可決した。

今後、観光振興、交流促進及び健康増進による住民福祉の向上を図るためには、長期に渡る安定的経営が不可欠と考える。

施設の管理運営については、指定管理者制度の導入が予定されているが、安定的な経営を進めるためには、経営能力及び運営ノウハウをもった事業者が指定管理者として選定されることが求められる。

よって、議案第 149 号 庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例の施行について、次の事項について十分留意し、適切な措置を講じることを強く求める。

記

1. 指定管理者の選定にあたっては、これまでの慣例にとらわれることなく、広く意見を取り入れ、経営能力及び運営ノウハウをもった事業者に当該施設の管理運営を行わせること。
2. 指定管理者の行う事業については、独自性が発揮できるよう環境を整えること。

令和 3 年 11 月 19 日

広島県庄原市議会